

令和４年度山梨県計画に関する 事後評価

令和５年１１月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【医療分】

〔事業区分2〕居宅等における医療の提供に関する事業 . . . 1 7

〔事業区分4〕医療従事者の確保に関する事業 2 3

〔事業区分6〕勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に
関する事業 5 1

【介護分】

〔事業区分3〕介護施設等の整備に関する事業 5 3

〔事業区分5〕介護従事者の確保に関する事業 5 5

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☒ 行った

(実施状況)

- ・令和 5年3月22日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 5年5月17日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 5年8月 2日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステムの充実と強化に向けた在宅医療や、住み慣れた地域での生活を支える介護サービス提供体制の構築、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・定着を進めることにより、医療計画 ※1 や介護保険事業支援計画 ※2 に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（令和3年度～令和5年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（R2）

- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 7 病院 (H28) → 9 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 56 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40 箇所 (H27) → 45 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 51 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 92 箇所 (R2)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,661 床 → 1,835 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,139 床 → 1,193 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 29 カ所 → 32 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 5 カ所 → 10 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 12 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5)
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5)
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 75.6% (R5)
- ナースセンター事業再就業者数 430 人 (H28) → 443 人 (R5)
- MFICU 病床数 6 床 (H29) → 6 床 (R5)
- NICU 病床数 30 床 (H29) → 30 床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

介護人材の確保・定着を図るため、介護人材の資質向上や介護の仕事の魅力発信、労働環境の改善を図るための事業を推進する。また潜在的な介護人材の確保事業も推進していく。併せて、介護事業所における感染症対策支援事業を実施し、新型コロナウイルス感染症流行下においても介護サービスの提供体制を確保する。

【定量的な目標値】

- 令和 7 年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。

介護職員数 13,689 人 (R1) → 15,027 (R5)

⑥勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業に関する目標

山梨県においては、2024 年 4 月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を強力に進める必要があることから、勤務医の働き方改革の推進の取組を進める。

- 救急医療機関で救急車受入件数 1000 以上 2000 件未満、又は救急車受入件数 1000 件未満で夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の増加

2. 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・ 高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 750 床 (R4)
- ・ 急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,118 床 (R4)
- ・ 回復期機能 928 床 (H26) → 1,867 床 (R4)
- ・ 慢性期機能 2,348 床 (H26) → 1,892 床 (R4)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140 箇所 (H27) → 114 箇所以上 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20 箇所 (H27) → 10 箇所以上 (R2)
在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7 病院 (H28) → 12 病院 (R4)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 33 箇所以上 (R2)

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40 箇所 (H27) → 49 箇所 (R3)
- 在宅療養支援歯科診療所
45 箇所 (H28) → 45 箇所 (R4)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
83 箇所 (H27) → 155 箇所 (R2)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0 箇所 (H29) → 2 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設
1,661 床 → 1,661 床
- 認知症高齢者グループホーム
1,139 床 → 1,139 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所
29 カ所 → 29 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
5 カ所 → 5 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
8 カ所 → 8 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医療施設従事医師数
1,924 人 (H28) → 2,026 人 (R2)
- 就業看護職員数 (常勤換算後)
9,830.9 人 (H28) → 10,350.1 人 (R4)
- 養成所等卒業生県内就業率
75.6% (H29) → 75.2% (R5.3)
- ナースセンター事業再就業者数
430 人 (H28) → 276 人 (R4)
- MFICU 病床数
6 床 (H29) → 6 床 (R4)
- NICU 病床数
30 床 (H29) → 27 床 (R4)

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は、令和3年度までに平成28年度から1,000人以上増加したものの、令和7年度までの需給改善に向けては、引き続き介護人材確保の事業に取り組む必要がある。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業に関する目標

- 救急医療機関で救急車受入件数 1000 以上 2000 件未満、又は救急車受入件数 1000 件未満で夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関数の増加
0 (R2) → 2 (R4)

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、ナースセンター事業再就業者数は、現時点では目標に達していない。遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 介護施設等の看取り環境の整備、介護職員の宿舍整備、簡易陰圧装置の設置により、支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- 令和7年度の需給改善に向けて、今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

令和4年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,353床（R7）

- ・回復期機能 263 床 (H26) → 1,227 床 (R7)
- ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,161 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 施設 (H27) → 86 施設 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 施設 (H27) → 13 施設 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3 施設 (H28) → 4 施設 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 施設 (H27) → 30 施設 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22 施設 (H27) → 25 施設 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 26 箇所 (H28) → 29 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52 箇所 (H27) → 58 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 792 床 → 879 床
- 認知症高齢者グループホーム 713 床 → 740 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 7 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 13 カ所 → 14 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 4 カ所 → 7 カ所

2. 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

➤ 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962 床 (H26) → 1,753 床 (R4)
- ・回復期機能 263 床 (H26) → 777 床 (R4)
- ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,312 床 (R4)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 施設 (H27) → 59 箇所以上 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 施設 (H27) → 7 箇所以上 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3 施設 (H28) → 5 病院 (R4)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 施設 (H27) → 24 箇所以上 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22 施設 (H27) → 27 箇所 (R3)
- 在宅療養支援歯科診療所 26 箇所 (H28) → 25 箇所 (R4)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52 箇所 (H27) → 105 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 792 床 → 792 床
- 認知症高齢者グループホーム 713 床 → 713 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 5 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 13 カ所 → 13 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 4 カ所 → 4 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域

医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

令和4年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 279床（R7）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 978床（R7）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 419床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28施設（H27）→ 30施設（R2）

- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 施設 (H27) → 4 施設 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 施設 (H28) → 2 施設 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 施設 (H27) → 12 施設 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 施設 (H27) → 7 施設 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 施設 (H28) → 10 施設 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 施設 (H27) → 18 施設 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 368 床 → 397 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床 (H26) → 503 床 (R4)
 - ・回復期機能 639 床 (H26) → 876 床 (R4)
 - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 363 床 (R4)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 施設 (H27) → 25 箇所以上 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 施設 (H27) → 3 箇所以上 (R2)

- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2 施設 (H28) → 5 病院 (R4)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数
11 施設 (H27) → 3 箇所以上 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
7 箇所 (H27) → 9 箇所 (R3)
- 在宅療養支援歯科診療所
9 箇所 (H28) → 11 箇所 (R4)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
17 箇所 (H27) → 21 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設
368 床 → 368 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所
6 カ所 → 6 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
1 カ所 → 1 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
1 カ所 → 1 カ所

2. 見解

【医療分】

- 退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

2. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ▶ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
- | | | | |
|--------|------------|---|-----------|
| ・急性期機能 | 310床 (H26) | → | 251床 (R4) |
| ・回復期機能 | 26床 (H26) | → | 35床 (R4) |
| ・慢性期機能 | 124床 (H26) | → | 136床 (R4) |

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- | | | |
|----------------------------|--------------|--------------|
| ➤ 訪問診療を実施する診療所・病院数 | 9 箇所 (H27) → | 12 箇所以上 (R2) |
| ➤ 退院支援を実施する診療所・病院数 | 2 箇所 (H27) → | 0 箇所以上 (R2) |
| ➤ 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 | 2 病院 (H28) → | 2 病院 (R4) |
| ➤ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 | 3 箇所 (H27) → | 0 箇所以上 (R2) |
| ➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 | 6 箇所 (H27) → | 6 箇所 (R3) |
| ➤ 在宅療養支援歯科診療所 | 2 箇所 (H28) → | 3 箇所 (R4) |
| ➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 | 3 箇所 (H27) → | 4 箇所 (R2) |

③ 介護施設等の整備

- 簡易陰圧装置設置経費の支援を行った。

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和4年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
 - ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
 - ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 1 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（令和3年度～5年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 358 床 → 416 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 8 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 611 床 (R4)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 179 床 (R4)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 81 床 (R4)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 18 箇所以上 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
0 病院 (H28) → 0 病院 (R4)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 6 箇所以上 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
5 箇所 (H27) → 7 箇所 (R3)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 6 箇所 (R4)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 25 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 358 床 → 358 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 8 カ所 → 8 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や在宅看取りを実施している病院・診療所数や、在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院数は、現時点では目標に達していない。
- 今後も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況【医療分】

事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.2】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 39,604 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県歯科医師会委託）	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅歯科医療需要の高まりに対応するためには、在宅歯科医療における医科や介護など多職種と連携した医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設 (H28) → 51 施設 (R4)	
事業の内容（当初計画）	①医科・介護等との連携・調整、②在宅歯科医療希望者への歯科医師紹介、③在宅歯科医療機器の購入・貸出等を行うとともに、住民や医科、介護関係者等からなる推進協議会等を設け、事業の評価・検討を定期的に行い業務の効率化を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・在宅歯科医療連携室の設置・運営 1 箇所	
アウトプット指標（達成値）	・県歯科医師会への委託により在宅歯科医療連携室を設置し、相談対応 59 件、在宅医療機器貸出 406 件、在宅歯科連携室運営推進協議会の小委員会 1 回開催等の事業を実施	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設 (H28) → 46 施設 (R4. 12 月時点)	
	（１）事業の有効性 在宅歯科医療に関する多職種連携に向けた会議の開催、在宅歯科医への在宅歯科医療機器の貸出、県民からの在宅歯科医療に関する相談対応等の業務が円滑に実施され、県内における在宅歯科医療提供体制の強化が図られた。 歯科医師からは在宅療養支援診療所の届出は大変ハードルが高く、届出をしていないが訪問診療を行っている歯科医師も多いとの声をいただいている。	

	(2) 事業の効率性 在宅歯科医療に最も精通している山梨県歯科医師会に業務を委託することにより、効率的に事業が執行された。
その他	

事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.4（医療分）】 在宅医療人材育成事業	【総事業費】 27,192 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和4年10月1日 ～ 令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県ではこれまで、在宅医療を始めるに当たり必要となる運営上のノウハウや実践的な知識等に関する助言・支援を目的とした事業は実施していない。人口10万人当たりの医療機関数に比べ、訪問診療を実施する医療機関が他県より少ない状況を踏まえると、在宅医療への参入メリットや運営上のノウハウを習得する機会を作ることで、在宅医療を開始する医療機関が増加することが期待される。	
	アウトカム指標：訪問診療を実施する病院・診療所数 140 施設（H27） → 154 施設（R4）	
事業の内容（当初計画）	在宅医療の参入メリットや、在宅医療を実施するための運営上のノウハウ等を習得する機会を設けるとともに、参入意欲を有する医療機関に対しアドバイザーの派遣等の個別支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	アドバイザー派遣等要請施設数 23 施設（R4～R5）	
アウトプット指標（達成値）	医療機関向け在宅医療基礎的研修会の開催（オンライン開催：109名参加） アドバイザー派遣要請施設数：1病院、5診療所（R4）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： （代替指標）在宅療養支援病院・診療所数 79 施設（R2） → 78 施設（R5）	
	（１）事業の有効性 訪問診療をこれから始めるに当たっての診療報酬算定の疑問から、既に実施している訪問診療の拡大に向けた支援まで、個々の医療機関の課題に応じた適切な個別支援が実施された。 R4 年度下期に事業をスタートさせており、周知に時間を要したところだが、R5 年度に目標達成できるよう事業を推進する。 （２）事業の効率性 在宅医療に精通しているコンサルティング会社に委託することにより、効率的に事業が執行された。	
その他		

事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.5（医療分）】 在宅歯科訪問車整備事業	【総事業費】 1,999 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	（一社）山梨県歯科医師会	
事業の期間	令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	障害を持った高齢者や医療的ケア児等、高度化する在宅歯科医療ニーズに対応するためには、訪問歯科診療体制の充実を図る必要がある。	
	在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H28) → 51 施設(R4)	
事業の内容（当初計画）	山梨県歯科医師会が実施する在宅歯科訪問診療車の整備に対し助成を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅歯科訪問診療車の整備 1 台	
アウトプット指標（達成値）	在宅歯科訪問診療車の整備 1 台	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H28) → 46 施設(R4)	
	（１）事業の有効性 老朽化により故障が目立ち、当該センターの業務に支障をきたしていた在宅歯科訪問診療車が更新されたことにより、遅滞なく必要な訪問歯科診療の提供が可能となった。歯科医師からは在宅療養支援診療所の届出は大変ハードルが高いため、届出をしていないが訪問診療を行っている歯科医師も多いとの声をいただいている。 （２）事業の効率性 一般歯科医院では対応困難な事案を引き受けている県歯科医師会の口腔保健センターの医師が使用することで、県内の歯科医療提供体制における二次医療機関的な役割が効率的に果たされている。	
その他		

事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6（医療分）】 医療的ケア児支援センター運営事業	【総事業費】 87,411 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（国立病院機構甲府病院への委託事業）	
事業の期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	人工呼吸器の装着など、医療依存度が高い子どもが増加しており、県内には2019.4.1時点（県が実施した実態調査による）で、187人の在宅医療的ケア児者（児童66人、成人121人）が居住しているが、NICU等医療機関から退院した後の在宅児の発達に応じた専門性の高い適切な支援が求められている。 医療的ケア児者の支援は、現在、個々の制度の相談窓口だけで対応しているが、適切な支援に繋げるためには様々な相談をワンストップで受け止める窓口が必要であり、また、医療、福祉、保育、教育、労働、行政等の多職種連携をコーディネートする、特に医療的知識を持つ相談員が必要となる。	
	年間相談累計対応件数 100件（R4年度）→120件（R5年度）→140件（R6年度）	
事業の内容（当初計画）	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月18日施行）」第14条に基づき、医療的ケア児者及びその家族を包括的に支援する体制を整備するための医療的ケア児支援センターを設置する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	年間相談累計対応件数 100件（R4年度）→120件（R5年度）→140件（R6年度）	
アウトプット指標（達成値）	年間相談累計対応件数 26件（R4年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 年間相談累計対応件数 26件（R4年度）	
	（１）事業の有効性 ・家族や支援関係者向けの総合的な相談窓口を整備し、他機関にまたがる支援を包括的に調整できる体制を整備し、医療的ケ	

	ア児の発達・成長に応じた適切な療育を行うことができる。 ・アウトプット指標について、開設初年度ということで過大な設定となってしまったが、医療的ケア児支援センターのR4実績を年間相談件数に換算すると約45件となり、対象者の約2%であることから、他の類似施設と比較しても妥当な数字となっている。(参考：本県の難病支援センターの相談件数は、難病対象者の1.15%) ・次回以降は指標設定を現実的な数値にすることも含め、内容を検討することとする。 (2) 事業の効率性 ・R6年度には、富士東部圏域に医療的ケア児支援センターのサテライトを設置するため、富士東部圏域の医療的ケア児者及び保護者が相談する時の移動の負担軽減を図ることができる。
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.8 (医療分)】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 24,313 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨大学委託）	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医師不足の深刻化に加え、地域の医療機関に勤務した場合に将来のキャリア形成に不安を感じることに伴い、医師の地域偏在が生じているため、医師のキャリア形成と医師確保を一体的に支援することが必要である。	
	アウトカム指標：修学資金の貸与を受けた医師の県内勤務者数 237 人（R3）→ 237 人（R4）	
事業の内容（当初計画）	・医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。 ・県内の医師不足状況の把握分析を進めるとともに、若手医師を地域の医療機関に誘導するため、地域卒医学生等に対する面談等を実施する。 ・地域の医療機関における研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、若手医師を対象とした講習会を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域医療支援センターの運営 ・地域卒医学生等への面談者数 40 人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 10 人 ・臨床研修指導医講習会の開催 1 回（25 人） ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回（50 人）	
アウトプット指標（達成値）	地域医療支援センターの運営 ・地域卒医学生等への面談者数 47 人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 10 人 ・臨床研修指導医講習会の開催 2 回 ・若手医師医療技術向上研修会の開催 2 回（90 人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 修学資金の貸与を受けた医師の県内勤務者数 237 人（R3）→ 237 人（R4）	

	(1) 事業の有効性 修学資金を貸与している医学生等との面談や説明会を実施し、地域で活躍するという意識付けができた反面、学生の留年や、医師本人のライフイベント及び体調等の理由により、地域枠制度からの離脱者や、修学資金の返還者が生じてしまっている。今後は、キャリア形成プログラムの適切な運用やキャリアコーディネーターの活用により、目標達成を図っていく。 (2) 事業の効率性 県内唯一の医学部を有し、大勢の地域枠学生が在籍している山梨大学に委託することにより、効率的に事業を実施することができている。
--	---

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.9 (医療分)】 医師派遣推進事業	【総事業費】 75,052 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内に4つある二次医療圏のうち、3つの医療圏で人口10万人あたりの医療施設従事医師数が全国及び全県の平均を下回っており、1つの医療圏に医師が偏在しているため、医師の地域偏在の解消が必要である。	
	アウトカム指標：医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院への医師派遣決定数 10名(R3) → 10名(R4)	
事業の内容（当初計画）	医師派遣調整検討委員会における協議を踏まえ、医師不足病院に対し医師派遣を行う山梨大学の運営等に対し支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	県内病院における医師不足実態調査の実施	年1回
	医師派遣調整検討委員会の開催	年1回
アウトプット指標（達成値）	県内病院における医師不足実態調査の実施	年1回
	医師派遣調整検討委員会の開催	年1回
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院への医師派遣決定数 10名(R4) → 10名(R5)	
	（1）事業の有効性 県内全体の医療施設従事医師数は増加しているものの、未だ医師数の医療圏格差は是正されていない状況である。医師を継続して派遣したことにより、医師不足地域における医療提供体制を維持することができたと考える。今後も、キャリア形成プログラムの適切な運用により増加していく地域枠医師の地域への配置を進め、目標達成を図っていく。 （2）事業の効率性 医師派遣を業務としている地域医療支援センターに医師派遣調整検討委員会を設置し、医師派遣の調整を行ったため、効率的な事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.10（医療分）】 医療勤務環境改善支援センター運営事業	【総事業費】 1,525 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県民が将来にわたり安全で質の高い医療サービスを受けるためには、医療分野の勤務環境改善により、医療に携わる人材の確保を図ることが必要である。 アウトカム指標： 医療施設従事医師数 1,924 人（H28）→ 2,099 人（R5） 就業看護職員数（実人員）11,187 人（H30）→12,008 人（R7）	
事業の内容（当初計画）	医療機関における勤務環境改善の自主的な取組を支援するためのセンターを設置し、マネジメントシステムの普及・導入支援、相談対応、情報提供等を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画を策定する医療機関数 1 施設	
アウトプット指標（達成値）	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画を策定する医療機関数 1 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医療施設従事医師数 1,924 人（H28）→ 2,026 人（R4） （R2 医師歯科医師薬剤師調査の数値を準用） 就業看護職員数（実人員）11,187 人（H30）→11,288 人（R2）→ 11,316 人（R4） （１）事業の有効性 新たに1施設が医療勤務改善支援センターの支援により勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画を策定した。 当初設定した目標には届いていないものの、医療人材の確保につなげることができているため、引き続き、勤務環境改善計画を策定する医療機関の増加を図っていく。 （２）事業の効率性 新型コロナの影響もあり活動が限定されているが、労務管理を担当する社会保険労務士会や山梨労働局、医業経営を担当する日本医業経営コンサルタント協会等と連携を図ることにより、効率的な事業が実施できた。	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 11（医療分）】 産科医等確保対策事業	【総事業費】 61,429 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学、医療機関、助産所	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	過酷な勤務状況にある産科医師は県内で充足しているとはいえず、医師確保のための支援が必要となっている。	
	アウトカム指標： 産科医師数 58 人（R3）→ 58 人以上（R4） 新生児医療担当医師数 39 人（R3）→ 39 人以上（R4）	
事業の内容（当初計画）	・産科医師を養成・確保するため、県内統一の産科後期研修プログラムの運営及び研修医の募集を支援する。 ・産科医師等に対し分娩手当を支給する医療機関を支援する。 ・新生児医療担当医師に対し手当を支給する医療機関を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・新たな後期研修医の確保 1 人 ・分娩手当支給者数 65 人 ・NICU 入室児担当手当支給数 12 人	
アウトプット指標（達成値）	・新たな後期研修医の確保 1 人 ・NICU 入室児担当手当支給数 9 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 産科医師数 58 人（R3）→ 57 人（R4） 新生児医療担当医師数 39 人（R3）→ 41 人（R4）	
	（１）事業の有効性 産科医師数は減少したものの、新生児医療担当医師数は増加している。NICU 入室児担当手当を新たに支給開始する病院があることから、一定の効果が認められる。 （２）事業の効率性 手当を支給する医療機関を支援することにより、新たに手当支給を開始する医療機関の増加につながり、担当医師確保の推進に資する事業となっている。	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.12（医療分）】 小児救急医療体制確保事業	【総事業費】 84,492 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県小児救急医療事業推進委員会、山梨県（甲府市医師会委託）	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内の小児救急医は充足しているとはいえないため、休日及び夜間において、入院治療を必要とする小児の重症患者に対する医療体制を維持・確保するとともに、医師の負担軽減を図るため、不要・不急の受診を抑制する必要がある。	
	アウトカム指標：小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37 人（H29）→ 39 人（R4）	
事業の内容（当初計画）	・休日・夜間に、小児科を標榜する病院等が輪番制により小児患者を受け入れる体制を整備するための経費に支援する。 ・休日・夜間に、小児患者の保護者等向けの専門の看護師による電話相談体制を整備する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 7 病院（H29）→ 7 病院（R4） 小児救急電話相談員数 11 人（H30）→11 人（R4）	
アウトプット指標（達成値）	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 7 病院（H29）→ 7 病院（R4） 小児救急電話相談員数 11 人（H30）→11 人（R4）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37 人（H29）→ 38 人（R4）	
	（1）事業の有効性 小児二次救急輪番体制を維持・確保することで、アウトカム指標の目標値には1名届かなかったものの、小児救急医の負担軽減が図られ、小児科医を確保する目標が達成できた。 （2）事業の効率性 県と県内全市町村で構成する山梨県小児救急医療事業推進委員会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.13（医療分）】 医師修学資金貸与事業	【総事業費】 191,880 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県民の医療ニーズに対応し、効率的質の高い医療を提供するため、医師不足及び地域による偏在の是正に向けた事業を一層推進する必要がある。	
	アウトカム指標： 県内医師数 1,943 人（R 元）→ 2,075 人（R18）	
事業の内容（当初計画）	医師の県内定着を促進し、医師不足や地域及び診療科の偏在を是正するため、地域枠入学者に対し修学資金の貸与を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	医師修学資金貸与者数 39（人）	
アウトプット指標（達成値）	医師修学資金貸与者数 39（人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医師数調査は隔年であり結果公表は次年度になる。毎年の医師数を観察できないため以下を代替指標とする。 医師修学資金の貸与を受けた地域枠卒業生の県内医療機関での勤務開始率 R3 年度卒業生 100%→R4 年度卒業生 100%	
	（１）事業の有効性 基金の活用により医師不足及び地域による偏在の是正へ向けた事業の推進をすることが出来た。 （２）事業の効率性 一般財源の削減を図ることが出来た。	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.14（医療分）】 医療従事者確保対策事業	【総事業費】 13,800 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学、医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県民の医療ニーズに対応し、効率的質の高い医療を提供するため、医療従事者の抱える様々な心理的不安を解消し、安心して働ける職場環境を整備する必要がある。 アウトカム指標： 医療施設従事医師数 1,924 人（H28）→ 2,099 人（R5） 就業看護職員数（実人員）11,187 人（H30）→ 12,008 人（R7）	
事業の内容（当初計画）	・医療有害事象発生時のファーストエイドを適切に行うため、ピアサポート体制の構築に支援する。 ・外国人患者が来院した際、対応者が負担なく意思疎通を図るため、翻訳機等を購入する経費に支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	ピアサポーター研修会の開催 1 回/年 翻訳機等導入医療機関数 141 施設/3 年	
アウトプット指標（達成値）	ピアサポーター研修会の開催 2 回 翻訳機等導入医療機関数 15 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： （代替指標）外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関登録数 R2 末：41 → R4 末：41 （参考）医療施設従事医師数 R4:2,026 人 （R2 医師歯科医師薬剤師調査の数値を準用） 就業看護職員数 R4：11,316 人 （1）事業の有効性 県内医療機関においてピアサポートの必要性等への関心は高まってきており、県内の活動基盤は整いつつある。今後も、研修会の開催やネットワーク体制の構築等により、医療従事者の離職を防止するとともに医療従事者数の増加を図っていく。 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（病院等）の登	

	録数は増加していないものの、翻訳機等を導入した医療機関（診療所等）においては、外国人患者への対応に係る負担が軽減されたため、離職防止の観点から医療従事者の確保に寄与している。 （２）事業の効率性 山梨大学医学部附属病院が実施する、ピアサポートに関する研修会やネットワーク体制の構築に対し助成することにより、効率的な事業を実施することができた。 限られた予算の中でできるだけ多くの医療機関が外国人患者に対応しやすくするため、１医療機関に対しての一定の金額要件を定めることで広く事業が行き渡るように実施している。
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15（医療分）】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 34,651 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県立大学、山梨県看護協会委託）、各医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関において看護職員が不足している中、新人看護職員に対しても質の高い看護が求められる。そのため、新人看護職員の研修の充実を図る必要がある。	
	就業看護職員数（実人員） 11,187 人（H30） → 12,008 人（R7）	
事業の内容（当初計画）	・自施設での新人看護職員に対する臨床研修実施への支援を行うとともに、自施設では研修を完結できない小規模病院に対する新人看護職員を対象とした合同研修を実施する。 ・実地指導者、新人看護師指導担当者等への研修の実施により、適切な研修実施体制を確保する	
アウトプット指標（当初の目標値）	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施 (6 日間・50 人) ・実地指導者研修の実施 (6 日間・30 人) ・新人看護職員卒後研修の実施 (26 病院・計 364 人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3 日間・30 人)	
アウトプット指標（達成値）	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施 (6 日間・42 人) ・実地指導者研修の実施 (6 日間・29 人) ・新人看護職員卒後研修の実施 (21 病院・303 人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3 日間・19 人)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（実人員） 11,316 人（R4） ナースセンターに届出を行っている離職者数（実人数） 378 人（R3）→422 人（R4）	
	（１）事業の有効性 本事業は、自施設で看護の質向上、新人看護職員に係る研修が完結しない医療機関に所属する看護師への研修機会であり、ほぼ目標値の受講があった。 受講者数が想定よりも少なかったものの近年の受講者数と同水準であるが、看護の質の向上や安全な医療の確	

	保・早期離職防止のため、事業説明会等において対象機関等に対し研修の積極的な実施・活用を促す。 (2) 事業の効率性 自施設で看護の質の向上や安全な医療提供にむけた研修や新人看護職員に係る研修が完結しない医療機関に所属する看護師が、臨床実践能力が習得できるようにしている。
その他	

事業の区分	Ⅳ 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16（医療分）】 看護職員資質向上推進事業	【総事業費】 10,436 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（一部山梨県看護協会委託）、山梨県立大学	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	将来に向け看護職員を確保するためには、個々の能力開発や資質の向上を図り、自信と誇りをもって看護業務に従事できるよう職能別研修等ニーズにあった支援を行う必要がある。	
	アウトカム指標：就業看護職員数（実人員） 11,187 人（H30） → 12,008 人（R7）	
事業の内容（当初計画）	看護職のラダーや職能別の研修、実習施設の指導者への研修、潜在看護職員等の有資格看護職者を対象とした復職支援研修を実施するとともに、認定看護師の養成を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	看護の質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施（2～5日間・計200人） ・潜在看護職員復職研修事業（3～5日間・計20人） ・看護職員実習指導者講習会の実施（長期30日間・35人、特定分野10日間・10人） ・看護職員専門分野研修の実施（認知症看護 7ヶ月間・計30人）	
アウトプット指標（達成値）	看護の質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施（2～5日間・計261人） ・潜在看護職員復職研修事業（3～5日間・計1人） ・看護職員実習指導者講習会の実施（長期：4か月間・36人、特定分野：2か月間・7人） ・看護職員専門分野研修の実施（認知症看護 7か月間・計24人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（実人員） 11,316 人（R4） ナースセンターに届出を行っている離職者数（実人数） 378 人（R3）→422 人（R4）	
	（1）事業の有効性 看護の質の向上を推進するにあたり、専門性の高い研修は必要であり、看護職員個々のキャリアに応じた研修の機会を提供できた。また、臨床から遠のいた潜在看護職者の医療機関への復職は難易であり希望者が少なかったが、細やかに支援したことで、再就業、および定着につながった。	

	（２）事業の効率性 効率的な研修の組み立てにおいては、看護の質の向上につながる。復職希望者への細やかな支援によっては、復職とその後の就業継続につながる。
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.17 (医療分)】 看護職員確保対策事業	【総事業費】 3,022 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員の離職率が高い現状であるため、看護職員の離職予防・定着促進や、潜在的看護職員の再就業促進などの取り組みを実施し、就業看護職員数を確保することが必要である。	
	アウトカム指標： 就業看護職員数（実人員） 11,187 人（H30） → 12,008 人（R7）	
事業の内容（当初計画）	・県内の看護職員を対象に、仕事に関する悩みや不安を気軽に相談できるよう臨床心理士による相談窓口を設置し、心の悩みを解消する。 ・ナースセンターのナースバンク事業において、離職者等を含めた未就業者に対する就業支援を強化する。 （ナースバンク事業における第5次NCCS更新・運用等に要する経費） ・潜在看護職員の再就業を効果的に進めるため、ナースセンターと公共職業安定所（ハローワーク）が連携し、情報共有を行うとともに、ハローワークを巡回し就業相談を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月1回（毎月実施） ナースセンターの就業相談における就業者数 264 人（R1） → 270 人以上（R3） ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内7箇所 月1回・相談件数 92 件/年	
アウトプット指標（達成値）	就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月1回（毎月実施） ナースセンターの就業相談における就業者数 358 人（R3） → 276 人（R4） ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内7箇所 月1回・相談件数 93 件/年	

事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（実人員） 11,316 人（R4） ナースセンターに届出を行っている離職者数（実人数） 378 人（R3）→ 422 人（R4）
	1）事業の有効性 ナースセンターとハローワークが効果的に連携・情報共有を行い、求職者の就業相談、再就業への支援ができた。 （2）事業の効率性 看護職員確保対策の推進にあたっては、看護職員・潜在看護職員の多様な働き方ニーズを把握するとともに、求人側とのマッチングを行い、看護職の確保・定着を図っている。
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.18 (医療分)】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 95,100 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	民間立看護師養成所 (3 施設)	
事業の期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員は依然として不足しており、看護ニーズを満たしていない。県内医療機関に看護職員を安定的に供給するために、看護師等養成所の運営を支援する必要がある。	
	アウトカム指標：養成所卒業生県内就業率 62.2% (R2 年度卒業生) → 62.2%以上 (R4 年度卒業生)	
事業の内容 (当初計画)	看護学生の看護実践能力の向上を図るため、看護師等養成所における専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)	
アウトプット指標 (達成値)	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 養成所卒業生県内看護職員就業率 75.2% (R4 年度卒業生)	
	(1) 事業の有効性 看護師等養成所の運営を支援することにより、看護職員の確保や資質の向上が図られている。 (2) 事業の効率性 養成所運営費の支援を行うことによって、養成所の抱えている問題や要望なども把握することが出来た。	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.19（医療分）】 病院内保育所運営費補助事業	【総事業費】 30,769 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	院内保育所を設置する民間医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員は勤務時間が不規則であり、育児との両立が難しいため、有子看護師の育児支援をすることにより、看護職員の確保を図る必要がある。	
	就業看護職員数（実人員） 11,187 人（H30） → 12,008 人（R7）	
事業の内容（当初計画）	勤務環境の改善を行う医療機関のうち、院内保育所の運営により改善を進める民間医療機関の取組を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	当該補助により院内保育所を運営した施設数（5施設）	
アウトプット指標（達成値）	当該補助により院内保育所を運営した施設数（5施設）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（実人員） 11,316 人（R4） ナースセンターに届出を行っている離職者数（実人数） 422 人（R4）	
	（1）事業の有効性 病院内保育所の運営を支援することにより、離職者数の減少につながり、看護職員の確保・定着が図られている。 （2）事業の効率性 他の看護職員確保対策と併せて実施し、各事業が効率的に実施された。	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.21（医療分）】 歯科衛生士確保対策事業	【総事業費】 4,445 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県歯科医師会	
事業の期間	令和4年10月1日～令和5年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展に伴い高齢者に対する口腔ケアの必要性が増大しており、歯科医師と共に訪問歯科診療を実施し、歯科医師の指示の下に訪問歯科衛生管理指導を行う歯科衛生士の確保や資質向上を図る必要がある。	
	在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H27) → 51 施設(R4)	
事業の内容（当初計画）	歯科衛生専門学校において実践的で質の高い教育を行うため、実習室の整備や教育環境の充実に支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	歯科衛生専門学校の整備 1カ所	
アウトプット指標（達成値）	歯科衛生専門学校の整備 1カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H27) → 46 施設(R4)	
	（１）事業の有効性 R4年度のアウトカム指標については、新型コロナウイルス感染症の影響により目標値を下回ったものの、歯科衛生専門学校の施設整備により、訪問歯科衛生管理指導等を行う歯科衛生士の確保と資質向上が図られた。 （２）事業の効率性 歯科衛生専門学校を運営し、歯科衛生士の育成に豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会に助成することにより、効率的に事業が執行された。	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22（医療分）】 周産期医療体制等整備事業	【総事業費】 102,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県の産婦人科医師数は平成30年度で76名であるが、65歳以上が10名に対して29歳以下が5名と医師の高齢化も進み、将来、分娩休止が危惧される状況にあることから産婦人科医の確保が課題となっている。 特に、2024年（R6）4月からスタートする医師の時間外労働規制（いわゆる医師の働き方改革）に対応できる十分な産婦人科医の人員確保は喫緊の課題である。 また、R4年度から山梨大学において、胚培養士の育成を行うセンターの新設が予定されており、生殖医療を専門とする産婦人科医による技術研修が不可欠であることから、胚培養士の養成支援体制の強化を図る必要がある。	
	産婦人科入局者数：8人（R4～R7）	
事業の内容（当初計画）	山梨大学に生殖医療学・周産期医療学講座（寄附講座）を設置し、県内の産婦人科医を安定的に確保するための取り組みや、胚培養士の育成支援を行う不妊専門医の新たな配置、産科医の負担軽減を図るための助産師の活用、保健師や看護師を対象にした不妊治療にかかる研修等を行う他、本県に相応しい効果的な産科医療体制の構築について調査・研究することにより、将来にわたって安定的な産科・周産期医療提供体制を確保する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	生殖補助医療の実習及びセミナー受講者数：20人（R4～R6）	
アウトプット指標（達成値）	生殖補助医療の実習及びセミナー受講者数：31人（R4）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 産婦人科入局者数：2人（R4）	
	（1）事業の有効性 本事業により、産婦人科を専攻する研修医が増加し、将来	

	的な産婦人科医の確保につながっている。 (2) 事業の効率性 県内唯一の医師養成機関である山梨大学に寄附講座を設置することにより、効率的に産科医療提供体制の整備を図っている。
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.23（医療分）】 看護職員確保対策検討会事業費	【総事業費】 8,819 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県では、令和元年度に「第8次山梨県看護職員需給計画」（計画期間：R～R7）を策定し、関係機関等と連携を図りながら取り組みを進めている。 一方、医療現場における看護職員の不足感や地域偏在、看護師等養成所の閉校に向けた検討の表明、新たな感染症への対応など計画策定時とは大きく異なっている。 こうした全県に亘る大きな課題に対応するため、医療機関、看護師等養成機関、看護関係団体、市町村など、医療・看護に携わる多くの者を巻き込み、どのように取り組んでいくべきか総合的に検討するとともに、協力・連携体制を構築する。	
	将来の課題等を踏まえた看護師確保対策の検討、関係者との連携体制構築	
事業の内容（当初計画）	医療・看護に関わる関係者等による看護職員確保対策検討会を開催し、現状における需給推計をもとに想定される課題等を解決するための助言・協力を得て、今後の県の施策に生かすことにより、将来にわたっての安定的な看護職員の養成・確保に繋げる。	
アウトプット指標（当初の目標値）	看護職員確保対策検討会の開催（外部委託による需給推計の実施、看護職員確保対策の検討等。3回を予定）	
アウトプット指標（達成値）	外部委託による看護職員の実態調査の実施、看護職員確保対策検討会の開催（1回）、看護職員確保対策の検討等	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 将来の課題等を踏まえた看護師確保対策の検討	
	（1）事業の有効性 本事業により、医療機関等における看護職員確保の課題や必要とする看護職員数等を把握するとともに、供給見込みを推計し、看護師養成所への支援のあり方等を含めた本県	

	の看護職員確保対策の方向性を検討することができた。 また、検討会形式での開催を予定していたが、閉校を表明していた看護師等養成所が存続する方向となったため、開催方法の見直しを行い、養成所の存続に向けた県の支援等について、県、養成所設置者、養成所で個別に協議し、検討会は必要に応じて開催することとした。 （２）事業の効率性 看護職員確保対策の推進にあたっては、コロナ禍において特に課題になっている看護職員の離職防止・定着対策や看護職員の不足感が増している地域に重点的に取り組むこととしている。
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24 (医療分)】 特定行為研修受講促進事業	【総事業費】 50,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展とともに医療資源が限られる中、特定行為を行える看護師は医師の指示によらず手順書に基づき必要な医療サービスを提供でき、また医師の働き方改革の担い手としても大きく期待されており、国においても2025年までに特定行為研修修了看護師を10万人養成することを目指していることから本県においても積極的に養成を図っていく必要がある。 本県においては、山梨大学医学部附属病院に加えR4.4から県立中央病院に特定行為研修が開講されるほか、R5春を目途に特定行為研修を取り込む感染管理認定看護師を養成する教育課程を開設するよう準備を進めており、県内における研修受講の推進を図る環境が整備されつつある。	
	県内における特定行為研修を修了した看護職員数 20人(R3)→33人(R4)	
事業の内容（当初計画）	県内で実施される特定行為研修受講者に受講料（入学科、受講料、教材費など）を助成した医療機関等に対し、その助成額を助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	特定行為研修受講看護師数 事業全体で50人	
アウトプット指標（達成値）	特定行為研修受講看護師数 12人(R4)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内における特定行為研修を修了した看護職員数 20人(R3)→33人(R4)	
	（1）事業の有効性 本事業により特定行為研修修了者は増加しているが、医療機関・訪問看護ステーションの看護師は新型コロナウイルスの対応により、研修を受講することが困難だったため、目標値には到達しなかった。	

	(2) 事業の効率性 医療機関のみならず在宅領域で活躍できる訪問看護師等、特定行為研修修了者を促進し、目標達成を図る。
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.27（医療分）】 感染症専門医養成事業	【総事業費】 125,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	令和4年4月1日 ～ 令和8年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	感染症に対する強靱な地域社会を目指すためには、感染症対策に精通した専門医の養成が不可欠であり、また、感染制御に向けた診断・治療・啓発等の対策を推進するための継続的な研究を進めていく必要がある。	
	感染症専門医数 令和3年：1人 → 令和8年：3人（令和9年度中に4人）	
事業の内容（当初計画）	山梨大学が設置する感染症学講座に対する寄附により、次の事業を行う。 （1）感染症専門医の養成等 ・感染症専門医の養成 ・ICD（インフェクションコントロールドクター）の養成 ・医学部生に対する講義及び臨床実習、県内看護学生に対する講義 （2）感染症に関する教育・研究の推進 ・感染症に関する学術的研究 （3）その他感染症に関する活動 ・県内医療機関への診療・対策支援	
アウトプット指標（当初の目標値）	山梨大学専門医養成講座受講者数 （事業期間内に）3人以上	
アウトプット指標（達成値）	山梨大学専門医養成講座受講者数 0人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 感染症専門医数 令和3年1人（中病） → 令和4年：2人（中病1、医大1）	
	（1）事業の有効性 本事業により、山梨大学医学部附属病院が一般社団法人日本感染症学会研修施設として認定され、令和5年度以降感染症専門医の養成が可能となった。	

	(2) 事業の効率性 令和 5 年度より、計画にそって効率的に養成を開始している。 (3) 未達成の原因と改善の方向性 令和 8 年度までに各年度 1 名の受講者確保を目指すものであり、令和 4 年度には一般社団法人日本感染症学会研修施設として認定を受け、令和 5 年度以降受講者を受け入れる環境を確保している。今後は計画どおり各年度 1 名の受講者確保を目指し、周知活動を継続していくこととする。
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.28（医療分）】 感染症専門医認定研修受講促進事業	【総事業費】 45,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県立中央病院	
事業の期間	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	感染症に対する強靱な地域社会を目指すためには、感染症診療のみならず、感染症対策に精通した専門医の養成・確保が必要。	
	感染症専門医数 令和 3 年 1 人 → 令和 8 年：3 人（令和 9 年度中に 4 人）	
事業の内容（当初計画）	・感染症専門医研修プログラム周知のための Web サイト開設の支援 ・研修プログラムで使用するゲノム検査機器、微生物検査機器等の整備支援	
アウトプット指標（当初の目標値）	・研修受講者確保のための Web サイトの開設 ・研修用ゲノム検査機器、微生物検査機器等の整備 ・専門医養成研修受講者数 3 人以上	
アウトプット指標（達成値）	・研修受講者確保のための Web サイトの開設 ・研修用ゲノム検査機器、微生物検査機器等の整備 ・専門医養成研修受講者数 0 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 感染症専門医数（中病） 令和 3 年 1 人 → 令和 4 年：1 人	
	（１）事業の有効性 本事業により、山梨県立中央病院における感染症専門医研修プログラム周知のための Web サイトが開設され、課題であった周知方法に一定の成果が得られた。また、研修プログラムで使用するゲノム検査機器、微生物検査機器等を整備することができ、研修プログラムの魅力向上に貢献できた。 （２）事業の効率性 本県に 2 箇所しかない感染症専門医研修プログラムを支援することにより、効率的に実施している。 （３）未達成の原因と改善の方向性 令和 8 年度までに 2 名の専門医数の養成を目指すものであ	

	り、課題であった周知不足を改善するための環境整備（機器整備及び HP 改修）を令和 4 年度末に完了したところ。環境整備が整ったことから、今後は 3 名の受講者確保を目指し、これまで以上の周知活動を継続していくこととする。
その他	

事業の区分	VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	
事業名	【No.29（医療分）】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	【総事業費】 7,646 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2024 年 4 月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要がある。 特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進や I C T 等による業務改革を進めていく。 アウトカム指標：救急医療機関で救急車受入件数 1000 以上 2000 件未満、又は救急車受入件数 1000 件未満で夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の増加（R3：1→R4：2）	
事業の内容（当初計画）	医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業に対し助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	対象となる医療機関数 7	
アウトプット指標（達成値）	対象となる医療機関数 7	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 救急医療機関で救急車受入件数 1000 以上 2000 件未満、又は救急車受入件数 1000 件未満で夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関数の増加 1	

	（１）事業の有効性 医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組を推進することで、勤務医の負担の軽減が図られている。 （２）事業の効率性 チーム医療の推進や ICT 環境の整備等、勤務医の負担軽減に資する取組を総合的に実施することで効率性を向上させている。
その他	

3. 事業の実施状況（介護分）

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No. 1（介護分）】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 140,086 千円
事業の対象となる区域	中北、峡東、富士・東部区域	
事業の実施主体	市町村、社会福祉法人等	
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る	
	アウトカム指標：令和5年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 10,234 人	
事業の内容（当初計画）	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。	
	整備予定施設等	
	小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
	②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。	
	整備予定施設等	
	小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
	③特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室のプライバシー改修	
	④簡易陰圧装置設置支援	
アウトプット指標（当初の目標値）	⑤介護施設等の看取り環境の整備	
	⑥介護職員の宿舎施設整備	
	⑦介護付き有料老人ホームの整備	
	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。（健康長寿やまなしプラン：令和2年度～令和5年度）	
	・地域密着型特別養護老人ホーム 1,661 床(59 カ所) →1,835 床(65 カ所)	
	・認知症グループホーム 1,139 床(77 カ所) →1,193 床(80 カ所)	
	・小規模多機能型居宅介護事業所 29 カ所 → 32 カ所	
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所 5 カ所 → 10 カ所	
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 12 カ所	
	・小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所	
アウトプット指標（達成値）	・簡易陰圧装置の設置 2 か所	

	・ 共生型サービス事業所の整備 2カ所 ・ 介護施設の看取り環境の整備 2カ所 ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室のプライバシー改修 1カ所
事業の有効性・効率性	
	（１）事業の有効性 看取り環境の整備や、介護職員の宿舎整備、簡易陰圧装置の設置による感染拡大防止のための環境整備は整った。 （２）事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設環境整備等が行われた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 3 (介護分)】 介護の魅力発信プロジェクト事業 (合同入職式等開催)	【総事業費】 3,782 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。 アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	新卒の介護職員を対象に合同入職式を開催することで、同期入職者同士の連帯感を醸成する。 新人職員から3年目職員を対象としたフォローアップ研修会や意見交換会を実施することにより、早期離職の防止を図る。また、中途採用者は、新卒者と状況が異なるため、別途中途採用者を対象とした意見交換会を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・新人職員、入職2年目職員、3年目職員を対象に研修会及び意見交換会を実施（4回） ・中途採用者を対象に意見交換会を実施（1回）	
アウトプット指標（達成値）	【R4】 ・新入介護職員合同入職式の開催、新入介護職員研修会の実施、2年目介護職員研修会の実施、中途採用介護職員研修会の実施（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・3年目介護職員研修会の実施（1回、16人） ・介護労働講習（1回、12人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着 ○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。 代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数以上とする（新入介護職員の定着）ことを目標としていたが、合同入職式が新型コロナウイルスの影響により開催中止となったため、指標確認ができなかった。	

	（１）事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。 （２）事業の効率性 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 4 (介護分)】 求人・求職のマッチング機能強化事業	【総事業費】 2,446 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する 2025 年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：2025 年度までに 511 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	福祉・介護職の入職への人材確保を図るとともに、求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行い、人材定着を支援する。 ・キャリア支援専門員の配置 2 名配置 ・求職者支援活動（ハローワーク訪問活動） ・求人・求職開拓活動	
アウトプット指標（当初の目標値）	・マッチングによる雇用創出目標数 各年度 33 名	
アウトプット指標（達成値）	マッチングによる雇用創出数 令和 3 年度 3 名、令和 4 年度 6 名	
事業の有効性・効率性	求職者や事業所等に機 mr	
	（１）事業の有効性 ハローワーク内における就職セミナーの開催や、地域のニーズを反映した地域別就職相談会の実施、また民間企業が実施する就職フェアへのブースの出展など、きめ細やかな支援を行うことにより、福祉・介護人材の確保が期待される。 （２）事業の効率性 ハローワークと共催で就職セミナーや社会福祉施設見学会を実施するなど、効率的な事業執行に努めている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.8（介護分）】 テクノロジーを活用した業務効率化モデル事業	【総事業費】 6,500 千円
事業の対象となる区域	山梨県	
事業の実施主体	民間企業	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：ICTの促進により労働環境の改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として行う介護ロボットやICTを活用した業務改善の取り組みをコンサルティングにより支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護ロボットやICT導入による業務改善の取組を紹介し、介護事業所の介護ロボットやICT導入による業務改善を促進する。	
アウトプット指標（達成値）	令和4年度 介護施設2施設に対し、介護ロボット等の導入支援を実施。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：精神的な業務負担の削減 2施設	
	（1）事業の有効性 当事業は、介護ロボットやICTを導入する事業所に対し、課題分析や機器の選定、効果測定等の導入手法を示すことにより、介護ロボットやICTの有効活用が図られる （2）事業の効率性 介護ロボットやICTの導入手法について、導入手法のモデル施設を設定し、その施設での導入事例を県内に広く周知することができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 9（介護分）】 介護ロボット導入支援事業	【総事業費】 13,848 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	介護事業所等	
事業の期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する 2025 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：2025 年度までに 511 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	（例）産科医の確保を図るため、産科医の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。 （補助単価） ・分娩手当 1 分娩当たり 10 千円 ・研修医手当 1 人 1 月当たり 50 千円	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として介護ロボット導入計画を策定して介護ロボットの導入を行う取り組みを支援する。	
アウトプット指標（達成値）	令和 4 年度 166 機器（3 施設）	
事業の有効性・効率性	令和 4 年度 事故の未然防止：2 施設 職員の肉体的：2 施設 職員の精神的負担の低減：1 施設	
	（１）事業の有効性 当事業は現在技術開発途上の介護ロボットの導入を支援しようとする先駆的な取り組みであり、介護事業所も製品価格の推移など様子見の状態であるが、今後介護ロボットの技術開発の進展や低価格化などから、介護事業所の積極的な取り組みが期待できる。 （２）事業の効率性 導入事例をホームページに掲載することにより、事業者の導入計画を立てやすいように努めている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 10（介護分）】 I C T 導入支援事業	【総事業費】 6,416 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	介護事業所等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：I C T の促進により労働環境の改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護事業所のI C T 化のための介護ソフトやタブレット端末等の購入費用を助成する。	
アウトプット指標（当初目標値）	I C T 導入支援事業による導入事例を作成し、周知することで、介護事業所のI C T 導入を促進する。	
アウトプット指標（達成値）	I C T 導入事業所数 令和4年度：5事業所	
事業の有効性・効率性	令和4年度 全体の業務量の減少：4事業所	
	（1）事業の有効性 I C T の活用による介護事業所の業務効率化は、介護人材不足への方策として期待できる。また、業務効率化により、介護職員の負担軽減が図られることで、介護職員の離職防止も期待される。 （2）事業の効率性 比較的知名度の高い介護ロボット導入支援事業と併せて、I C T 導入支援事業の取組を紹介することで、より多くの介護事業所に周知することができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 12 (介護分)】 介護サービス事業所・施設における感染症対策支援事業費	【総事業費】 136,724 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県、事業受託事業者	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	新型コロナウイルス感染症に関していまだ国内の感染状況が収束しておらず、県内の介護事業所から、同感染症流行下における施設等の消毒等に対応するためにかかり増した経費（通常の介護サービスの提供では想定されないかかりまし費用）について、財政援助を要望する声が上がっている。 かかり増し経費の助成件数：県内の介護サービス事業所・施設数 4,266 件	
事業の内容（当初計画）	利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）を対象に、職場環境復旧・環境整備にかかる費用に対して助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・介護サービス事業所・施設が新型コロナウイルス感染症に対応する備えを十分に行うことで、クラスターの発生が防止される。 ・施設の運営状況が安定し、高齢者等への適切なサービス提供が継続される。	
アウトプット指標（達成値）	令和4年度実績 支給件数 436 事業所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：申請があった 436 事業所に対して職場環境復旧・環境整備にかかる費用の助成ができた。 （１）事業の有効性 本事業により新型コロナウイルス感染症流行下において、介護保険施設等のサービス継続を図ることができた。 （２）事業の効率性 派遣できる職員を事前登録制とすることで、調整・利用しやすいように努めている。	
その他		